

## ホームヘルプサービス利用料金のご案内

～平成27年4月1日改定～

## 介護保険

訪問介護（要介護1～5）

※費用の目安（午前8時～午後6時：1回あたり）

※早朝、夜間、深夜などは、加算があります。介護職員処遇改善加算（総額×4.8%）がかかります。

サービス内容	20分～30分未満	30分から1時間未満	1時間以上1時間半未満	以後25分増す毎に
身体介護	263円	416円	604円	86円
	20分～45分未満	45分以上		
生活援助	196円	241円		

介護予防訪問介護（要支援1・2）

※ 訪問回数 費用の目安（月単位の定額）

訪問時間は1回あたり1時間程度

※ 介護職員処遇改善加算（総額×4.8%）がかかります。

身体・生活の区分無し	週1回程度	週2回程度	週3回以上 要支援2のみ
	1,250円	2,499円	3,964円

《利用できる方》

- ・ 介護保険の要支援認定（要支援1・2）、要介護認定（要介護1～5）を受けた方  
⇒認定を受けるためには、大津市（介護保険課）に要介護認定の申請が必要になります。  
事業団で代行申請ができますので、おたずね下さい。

## 高齢者家事援助サービス（大津市からの委託事業）

家事援助サービス	20分～45分未満	45分～70分未満	70分以上90分未満	備考
	195円	241円	287円	週2回、各1時間程度の利用が原則

《利用できる方》

- ・ 介護保険非該当の方で、大津市（長寿政策課）から家事援助サービスの実施決定を受けた方。  
⇒事前に大津市への申請が必要です。

## 障害福祉サービス（障害者総合支援法に基づく居宅介護等）

### 居宅介護

サービス内容	30分未満	30分以上1時間未満		1時間～1時間30分未満		以後30分毎
身体介護	260円	412円		598円		85円
	30分未満	30分～45分未満	45分～1時間未満	1時間～1時間15分未満	1時間15分～1時間30分未満	以後15分毎
家事援助	107円	155円	201円	243円	280円	36円

※ 所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が定められています。

（一般世帯の方では、一ヶ月あたり37,200円が負担上限額です。）

※ 福祉・介護職員処遇改善加算（総額×12.3%）がかかります。

※ 重度訪問介護、同行援護、行動援護の料金等につきましては、お問い合わせください。

《利用できる方》

- ・ 障害をお持ちの方で、障害福祉サービスを必要とする方  
⇒ 大津市（障害福祉課）への支給決定の手続きが必要となります。

## 障害者移動支援事業（大津市からの委託事業）

個別支援の場合	30分あたり 50円	月25時間が利用限度
---------	------------	------------

《利用できる方》

- ・ 屋外での移動に困難がある障害者（児）で、大津市障害者移動支援事業利用決定を受けた方。